



事務連絡
平成30年6月28日

各
都道府県
政令市
特別区
生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について（周知）

標記については、「公衆浴場における入浴に関する対応について」（平成30年2月13日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）により報告をお願いしましたが、その結果について別添1及び2のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

今般の調査によると、公衆浴場における入浴着を着用した入浴等に関して、事業者等への周知が十分とは言えないケースもあることから、既に周知を実施している都道府県・政令市・特別区（以下「都道府県等」という。）におかれては、その取組を継続いただくとともに、未実施の都道府県等におかれては、下記好事例などを参考に、管内の入浴施設等の事業者に対し周知の徹底を図り、適切な対応がとられるようご協力をお願いいたします。

また、消費者の理解も十分に促進されるよう、都道府県等のがん対策主管部局や障害保健福祉主管部局等の関係部署とも連携しつつ、都道府県等のホームページなどにおいて情報提供を図るとともに、管内の入浴施設等の事業者に対し、積極的な情報発信を行うよう依頼する等のご協力をよろしくお願いいたします。

記

（好事例）

- ・自治体が月に一度発行する情報誌に、記事を掲載した。
- ・管内公衆浴場・旅館業者を対象として開催する衛生講習会において、周知を併せて実施した。

- ・自治体のホームページにパンフレットを掲載するとともに、管内事業者に対し、当該パンフレットを配布した。
- ・衛生部局だけでなく、関係部局のホームページにおいても周知を行った。
- ・監視の際に、併せて周知も行った。
- ・患者団体の周知活動に協力を行った。

○入浴施設における入浴着の着用周知状況及び入浴拒否事例について

別添1

周知を行っている自治体数	周知方法		件数 (※重複あり)
	事例		
56 / 144	管内事業者に対し文書等で通知		37 / 144
	管内事業者に対しチラシ等を作成して配布		15 / 144
	ホームページで周知		15 / 144
	セミナー等の実施		6 / 144
	その他		17 / 144

入浴拒否事例		
年度	件数	概要
平成25年度	0	
平成26年度	2	<ul style="list-style-type: none"> ・専用入浴着での入浴を拒否された。 ・支配人が変わってから入浴着の利用を断られた。最終的に施設側が貸し出す入浴着の着用は認められた。
平成27年度	1	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者から、入浴着を脱がせて入浴させて欲しいとのクレームが施設側に寄せられ、施設側から入浴着用の方に対し、入浴は腰までで胸からはシャワーを利用することを提案した事例があった(その後、保健所から施設側及び他の利用者に対し、入浴着用者への理解と配慮を求めたところ納得いただいた。)
平成28年度	0	
平成29年度	1	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴着を着用しての入浴が可能か照会したところ、他の利用者の同意が必要と言われ、入浴を拒否された。

※調査時点は、平成30年1月31日(平成30年度のみ2月、3月は計上対象外)。

※調査対象は、公衆浴場法及び旅館業法の許可を受けた施設。

○入浴施設におけるオストメイト、入れ墨(タトゥー)がある外国人旅行者等の入浴に関する周知状況及び入浴拒否事例について

別添2

周知を行っている自治体数	周知方法		件数 (※重複あり)
	事例		
77 /144	管内事業者に対し文書等で通知		41 /144
	管内事業者に対しチラシ等を作成して配布		11 /144
	ホームページで周知		9 /144
	セミナー等の実施		6 /144
	その他		33 /144

入浴拒否事例			
年度	オストメイト/ 入れ墨(タトゥー)	件数	概要
平成25年度	オストメイト	0	
	入れ墨 (タトゥー)	0	
平成26年度	オストメイト	3	・利用を断られたことについて相談があり、施設に対して口頭で説明を行った。 ・公衆浴場業者より、利用者からオストメイトが入浴しているが不衛生でないのかとの苦情を受けてオストメイトの入浴を拒否したため、今後とのように対応すべきか問合せがあり、オストメイトの入浴は衛生上問題ないことから、入浴を拒否することは適切ではない旨相謝した。 ・オストメイトがストーマが目に見えないよう入浴着を着用して入浴したことに対し、他利用者からクレームを受けた業者から退去を求められた。
	入れ墨 (タトゥー)	0	
	オストメイト	1	・オストメイトである友人が入浴拒否されたことと、事実を確認したところ、別の入浴者からクレームがあり、店側が入浴を断った事例があった。店側は、差別的な意識は全くなく、申し訳なく思う。今後は状況に応じた配慮していきたいとのことであった。友人に指導状況を説明したところ納得され、本人にも伝えるとのことであった。
平成27年度	入れ墨 (タトゥー)	4	・宿泊予約していた外国人客が、浴室内の「タトゥーお断り」の掲示を居て立腹し、宿泊をキャンセルした。 ・「入れ墨を理由に入浴拒否された」という苦情電話があった(2施設2件)。 ・「タトゥー」があることを理由とした入浴拒否があった。
	オストメイト	1	・関係者から、オストメイトが公衆浴場で入浴拒否された旨の文書の郵送があった。
平成28年度	入れ墨 (タトゥー)	0	
	オストメイト	1	・浴場施設でオストメイトの入浴拒否に関する申立があり、指導を行うとともに公衆浴場法又は旅館業法の営業許可を得ている全施設にチラシの送付を行った。
平成29年度	入れ墨 (タトゥー)	4	・入れ墨をしていると入浴を拒否されるため、保健所が指導すべきという苦情。 ・「タトゥー」があることを理由とした入浴拒否があった。 ・外国人に限らず、入れ墨のある方全てについて、入浴を不可とするスローパー銭湯があるが、小さい入れ墨であれば、シール等で隠すことにより可とする対応を後述中。 ・日本人男性から、入れ墨を理由に入浴拒否されたことと相談があった。
	オストメイト	1	

※調査時点は、平成30年1月31日(平成30年度のみ2月、3月は計上対象外)。

※調査対象は、公衆浴場法及び旅館業法の許可を受けた施設。

※入浴拒否事例のうち利用者側の衛生上の問題であると思われる事例については除外。